

PEFC ガイド
PEFC 手順文書

PEFC GD 1002:2008

1号

発行日：2008年10月30日

PEFC 加盟メンバーの受け入れ

PEFC 評議会

World Trade Center 1, 10 Route de l'Aéroport

CH-1215, Geneve. Switzerland

電話：41-22-799-4540

ファックス：41-22-799-4550

W-mail: info@pefc.org

Web: www.pefc.org

(本文書は PEFC アジアプロモーションズによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、PEFC アジアプロモーションズの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

著作権に関する注意書

©PEFC 評議会 2008

この PEFC 評議会文書は PEFC 評議会の著作権の対象であり、PEFC 評議会のウェブサイトから、また、請求により無料で入手可能である。

この文書の著作権が及ぶ範囲のいかなる部分であっても、形や方法に関わりなく、これを PEFC 評議会の許可なく変更または修正、再作成、転写することは許可されない。

この文書は英語版をもって正式とする。この文書の翻訳は PEFC 評議会または PEFC 各国認証管理団体によって提供される。翻訳版の不明な点については英語版を基本とする。

文書の表題：PEFC メンバーの受け入れ

文書名：PEFC ST 1002:2008、 第一版

承認：PEFC 評議会理事会 2008 年 10 月 30 日

発行日：2008 年 11 月 21 日

発効日：2008 年 10 月 30 日

前置き

PEFC 評議会 (the Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) は、森林認証および林産品のラベルシステムを通じて持続可能な森林管理を普及する国際組織である。PEFC の主張やラベルが貼付された商品は、原材料が持続可能に管理された森林を出处とすることの信頼を提供する。

PEFC 評議会は、定期的な評価を前提にて、PEFC 評議会の要求事項への適合を要求される各国の森林認証制度に対し承認を与える。

この文書により、PEFC 評議会内部ガイドライン GLI3/2003「PEFC 評議会の新規加盟会員に関するチェックリスト」及びガイドライン GL4/2008「PEFC 加盟会員費の計算方法」は廃止され、この文書によって代替される。

前文

PEFC 評議会は、各国で設立運営される全国森林認証制度である PEFC 各国認証管理団体 (NGB) や国際的に運営されるステークホルダー*の組織を代表する会員によって組成される非営利団体である。

PEFC 評議会の会員及び組織統制体制は、国や地域レベルのステークホルダーが独自の森林認証制度を設立、運営することを可能にする PEFC 評議会の目的をサポートする。同時に、PEFC 評議会は国際的なステークホルダーが PEFC 評議会の運営や意思決定に参画する機会を提供する。

1. 適用範囲

この文書は、PEFC 評議会に加盟する PEFC 各国認証管理団体や国際組織、およびそれらが PEFC 評議会の会員であることに関して PEFC 評議会の定款が定める要求事項を扱うものであり、組織が下記のいずれかとして認められるための手順について解説する。

- a) PEFC 各国認証管理団体
- b) PEFC ステークホルダー・フォーラムの会員

この文書は、既存の PEFC 評議会メンバー資格を他の組織に変更、または委譲する場合にも適用される。

2. 基準的参考文書

下記の参考文書はこの文書を使用する上で不可欠である。日付の有無に関わらず、それら参考文書の（訂正を含む）最新版が適用される。

- －PEFC 評議会定款
- －PEFC 評議会テクニカル文書

3. PEFC 加盟の条件

3.1 PEFC 各国認証管理団体 (NGB)

PEFC 各国認証管理団体の候補となる各国の全国的な組織は、下記を満たさなければならない。

- a) 法人であること (PEFC テクニカル文書 3.2 項)
- b) その組織の定款が PEFC 評議会の定款に抵触しないこと (PEFC テクニカル文書 3.2 項)
- c) 国内で PEFC 認証制度を実施することをその設立目的に含むこと (PEFC 定款 3.A.1 項)
- d) PEFC 評議会の諸規則と要求事項を遵守することにコミット(約束)していること (PEFC 定款 3.2 項)
- e) 全国レベルの森林所有者または林業者組織の支持を得ていること (PEFC 定款 3.A.1 項)
- f) 参画する利害関係者が、公正、連続的かつ適正に該当組織の意思決定に影響を与えことが出来ること (PEFC テクニカル文書 3.2 項)

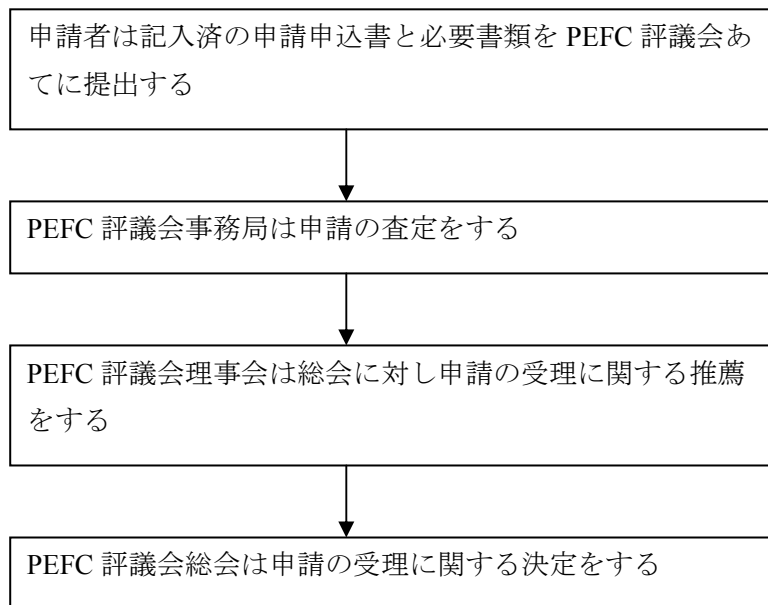
3.2 PEFC ステークホルダー・フォーラムの会員

PEFC ステークホルダー・フォーラムの会員候補となる組織は、下記を満たさなければならない。

- a) ニカ国以上で運営するか、国際組織として登録されていること (PEFC 定款 3.B.2)
- b) PEFC 評議会、各国認証管理団体、またはステークホルダー・フォーラムの既存会員 2 名による推薦があること (PEFC 定款 3.B.4 i)

- c) PEFC 評議会の諸原則を支持することにコミット(約束)すること
(PEFC 定款 3.B 4 iv 項)
- d) 該当組織が認証やそれに関連する諸手続きに関する要求事項に意図的な違反をしていない旨の宣言をすること

4. PEFC 加盟申請の手順



添付書類 1

(注意書き：この和訳は参考書類です。実際の申込みには次ページの英文をご使用下さい。)

「PEFC各国認証管理団体」加盟の申請書

(申請には書留郵便を使用のこと)

)

I. 申請者の身元に関するデータ

組織名					
代表者					
住所	番地				
	市町村				
	都道府県		〒		
	国				
担当者					
電話		ファックス			
電子メール		URL			

II. 申請の処理に必要な情報と書類

組織の設立目的（定款またはその他の正式書類の記載による）

--

組織の活動内容（定款またはその他の正式書類の記載による）

--

組織の設立に関する情報（全国森林所有者団体または全国林業団体からの支持を示す情報を含む）

--

申請の処理に必要な書類

- 申請者が法人であることが確認できるもの
- 申請者の加盟会員リスト（当てはまる場合）
- 申請書の定款（英語、または専門家による英訳）

III. 約束（コミットメント）

当組織は以下を確認する。

- PEFC評議会の諸規則と規定を読み、これを受容する。
- 当組織は、国内におけるPEFC認証制度の実施をその目的の一つに挙げ、当組織に関連あるPEFCの諸規則と規制を遵守することを約束する。
- この申請書に含まれるデータに関しては、当組織の同意なくPEFC評議会がこれを第三者に提供することを認める。
- この申請書に含まれるデータは完結であり、真実である。

申請書の代表者による署名

--

Annex 1:

**APPLICATION FOR
PEFC NATIONAL GOVERNING BODY MEMBERSHIP**

(The application shall be submitted as a registered letter)

I. Candidate organisation's identification data

Organisation name					
Organisation's representative					
Address	No, Street				
	City			Zip	
	Country				
Designated contact person					
Telephone			Fax		
E-mail			Http		

II. Information and documents required for Application Processing

Organisation's objectives *(as stated in the organisation's statutes or other formal documentation)*

--

Organisation's areas of activities *(as stated in the organisation's statutes or other formal Documentation)*

--

Information on the organisation's establishment (including information on the support of national forest owners or national forestry organisation)

Documents required for the application processing

- A document confirming the organisation's official registration as a legal entity**

- A list of the organisation's members (if applicable)**

- Organisation's statutes (in English, or its English translation verified by a qualified professional translation)**

III. Commitment

I hereby confirm that:

- I have read the PEFC Council's rules and regulations and accept them,
- the organisation has amongst its objectives the implementation of the PEFC scheme within its country and is committed to follow all PEFC Council's rules and regulations applicable to the organisations,
- the data included in this application can be provided by the PEFC Council to a third party without the organisation's consent,
- the data included in this application are complete and truthful. t

Signature of applicant's representative
(given in Section 1)

添付書類 2

(注意書き：この和訳は参考書類です。実際の申し込みは次ページの英文をご使用下さい。)

**PEFCステークホルダー・フォーラム
加盟申請書**

(申請には書留郵便を使用のこと)

)

I. 申請者の身元に関するデータ

組織名			
代表者			
住所	番地		
	市町村		
	都道府県		〒
	国		
担当者			
電話		ファックス	
電子メール		URL	

II. 申請の処理に必要な情報と書類

組織の設立目的 (定款またはその他の正式書類の記載による)

--

組織の活動内容 (定款またはその他の正式書類の記載による)

--

組織の現状に関する情報（下記のカテゴリーから一つ選択）
<input type="checkbox"/> 多国籍法人で総売上げが10億ユーロ以上
<input type="checkbox"/> 多国籍法人で総売上げが10億ユーロ未満
<input type="checkbox"/> 国際的行政機関
<input type="checkbox"/> 国際NGO（同業組合、労働、消費者）
<input type="checkbox"/> 上記以外の国際NGO（全世界の従業員が100人以上）
<input type="checkbox"/> 上記以外の国際NGO（同100人未満）

申請の処理に必要な書類
<input type="checkbox"/> 昨年度の売上金額を確認できる書類（多国籍法人のみ）
<input type="checkbox"/> 従業員数を確認できる書類（同業者、労働、消費者を除くNGOのみ）
<input type="checkbox"/> PEFC評議会加盟メンバー2名のサポートを確認できる書類
<input type="checkbox"/> 組織が2カ国以上で活動をしているか国際組織として登録されていることを確認できる書類

III. 約束（コミットメント）

当組織は以下を確認する。

- PEFC評議会の諸規則と規定を読み、これを受容する。
- PEFC評議会の諸原則を支持し、当組織にあてはまるPEFCの諸規則と規制を遵守することを約束する。
- 当組織にあてはまる認証やそれに関連する手続に関するPEFC評議会の要求事項につき、これに意図的な違反をしていない。
- この申請書に含まれるデータに関しては、当組織の同意なくPEFC評議会がこれを第三者に提供することを認める。
- この申請書に含まれるデータは完結であり、真実である。

申請書の代表者による署名

--

Annex 2:

APPLICATION FOR PEFC STAKEHOLDER FORUM MEMBERSHIP

(The application shall be submitted as a registered letter)

)

1. Candidate organisation's identification data

Organisation name				
Organisation's representative				
Address	No, Street			
	City		Zip	
	Country			
Designated contact person				
Telephone		Fax		
E-mail		Http		

II. Information and documents required for Application Processing

Organisation's objectives *(as stated in the organisation's statutes or other formal documentation)*

--

Organisation's areas of activities *(as stated in the organisation's statutes or other formal Documentation)*

--

Information on the organisation status (only one category can be marked)
<input type="checkbox"/> Transnational corporation > 1 billion Euro Turnover
<input type="checkbox"/> Transnational corporation < 1 billion Euro Turnover
<input type="checkbox"/> Intergovernmental organisation
<input type="checkbox"/> International NGO (Trade/Labour/Consumer)
<input type="checkbox"/> International NGO Other > 100 employees globally
<input type="checkbox"/> International NGO Other < 100 employees

Documents required for the application processing
<input type="checkbox"/> A document confirming the turnover for the last year (only for transnational corporations)
<input type="checkbox"/> A document confirming number of employees (only for international NGOs other than Trade /Labour/Consumer)
<input type="checkbox"/> A document(s) confirming support of the organisation’s membership by two PEFC Council members
<input type="checkbox"/> A document(s) confirming that the organisation is operating in two or more countries or is being registered as an international organisation

III. Commitment

I hereby confirm that:

- I have read the PEFC Council rules and regulations and accept them,
- the organisation is supporting the principles of the PEFC Council and is committed to follow all PEFC Council rules and regulations applicable to the organisation,
- the organisations is not knowingly in breach of the PEFC Council requirements in respect ofto certification and associated processes, applicable to the organisation,
- the data included in this application can be provided by the PEFC Council to a third party without the organisation’s consent,
- the data included in this application are complete and truthful.

**Signature of applicant’s
Representative (given in Section 1)**

--

添付書類 3：PEFC 各国認証管理団体の会員費の構造

PEFC の会員費は下記の二つの部分からなる。

パート 1：会員の国の年間総伐採量に基づいて決定される年会費

パート 2：認証を受けた組織への賦課金に基づく開発費

パート 1：PEFC 年会費

年会費は、会員の国に関する UNESCO/FAO の正式統計による過去 3 ヶ年の丸太生産量の移動平均に基づいて計算される。これにより、会員が下記の表のどのカテゴリーに属するかが定められる。

会員のカテゴリー	年間丸太生産
極小	0 – 5 百万立米
少	5 – 1 千万立米
中	1 – 3 千万立米
大	3 千万 – 1 億立米
極大	1 億立米以上

上記それぞれのカテゴリーに適用される年会費の水準は PEFC 評議会の年間予算の一部として総会によって決定される。

例外的な条件下にあっては、理事会からの推薦に基づいて総会は会費の特別割引を承認することが出来る。理事会は、会員からの申請に基づいて年間予算の準備と併せてケースバイケースでこれを考慮する。理事会は毎年の予算を 6 月に準備するので、割引の申請は割引が必要な理由を明記した上で、各国認証管理団体の書面によって前年の 4 月 30 日までに提出しなければならない。

パート 2：開発費

開発費は、PEFC 相互承認の森林認証制度、又は、PEFC の国際 CoC 認証規格（PEFC 評議会テクニカル文書 付属文書 4）による認証を受けた組織に課される賦課金（下記の表）に基づき、その認証制度や各国認証管理団体の下で認証された森林面積と CoC 認証書の発行数によって計算される。

	PEFC 開発費（年次）
森林管理認証	認証面積 1 ヘクタールあたり X スイスフラン
CoC 認証	CoC 認証書 1 件あたり Y スイスフラン

PEFC 各国認証管理団体ごとの開発費は下記の計算式を用いて計算される。

$$DF_{total} = (CA_{total} * X) + (N * Y)$$

上記において、 DF_{total} とは各 PEFC 各国認証管理団体に課せられる PEFC 評議会開発費であり、 CA_{total} は PEFC の相互承認済の各国認証管理団体による認証森林の総面積、また、 N は CoC 認証書の総発行数である。

ある年の翌年に適用される PEFC 各国認証管理団体あたりの開発費の計算には、その年の6月において有効だった認証の総数が使用される。

認証森林1ヘクタール、および、CoC 認証書1件あたりに適用されるスイスフラン金額（ X フランと Y フラン）は PEFC 評議会予算の一部として総会によって決定される。

添付書類 4: ステークホルダー・フォーラムの会員費

ステークホルダー・フォーラムの会員の会費は下記のカテゴリー毎に決められる。

国際組織	年間売上 10 億ユーロ以上
	年間売上 10 億ユーロ未満
国際政府機関	
国際 NGO	同業者・労働者・消費者
	上記以外 従業員 100 人以上
	上記以外 従業員 100 人未満

上記カテゴリーごとの会員費の金額は総会で決定する。